

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.1

〔構造6回分〕

2025年1月19日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

令和7年本試験の適用法令について、試験機関である（公財）建築技術教育普及センターから次の内容が発表されました。

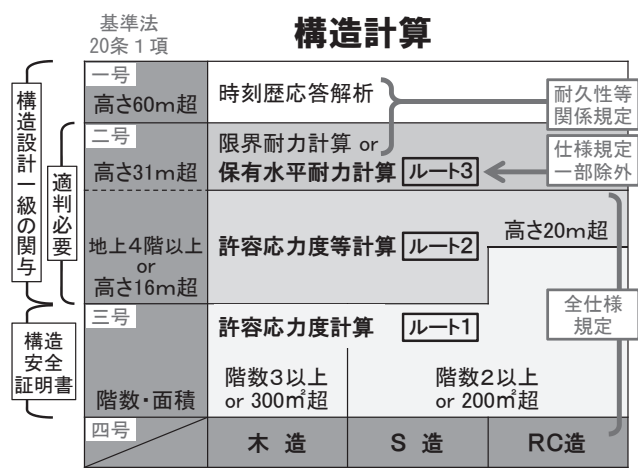
適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

- ・上記の改正は「脱炭素大改正」等と呼ばれ、この法律等に基づき、建築基準法、建築物省エネ法等が改正されます。
- ・この適用法令は、「法規」のみならず、「構造」「環境・設備」等も同様です。
- ・この資料は構造6回分についてのものです。構造7回以降及び他の科目については別途用意します。
- ・法規については、講義資料とは別に、試験会場に持込み可能な「追録」を用意します。

日付	頁	誤	正
1/19	構造テキスト P149の表2つ	【3ページの※1を切り貼りしてください】	
	構造テキスト P150 図7 付近 図中	中高層建築物(三号) ・RC造： $h \leq 20m$ ・S造： $h \leq 13m$ 等	中高層建築物(三号) ・RC造： $h \leq 20m$ ・S造： $h \leq 16m$ 等
	構造 項目別 問題集P292 No. 194問題	…500 m^2 を超える場合、必要壁量の計算及び耐力壁の釣合いのよい配置の検討に加えて、…	…300 m^2 を超える場合、…
	構造 項目別 問題集P293 No. 194解説	…500 m^2 を超える…	…300 m^2 を超える…

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

3ページに続く



木造について

- ・確認申請が必要なのは
階数 2 以上 or 200㎡超
- ・許容応力度計算が必要な
のは
階数 3 以上 or 300㎡超

<覚え方>

「木造
確認にんにん
計算さんざん」

1917 2013 2326 2810

法 20 条 1 項 建築物の構造・規模種別		令 81 条 構造計算方法※ 1	令 36 条 適合させる仕様規定※ 3
一号 超高層建築物	高さ >60m	時刻歴応答解析※ 2	耐久性等関係規定※ 4
二号、 (令 36 条の 2) 一定規模超の 建築物※ 5	木造、 S 造 階数(地階を除く) ≥ 4 or 高さ >16m	31m 超 いずれでもよい 31m 以下	耐久性等関係規定
	RC 造、 SRC 造 高さ >20m		仕様規定の一部除外
三号 中低層等の 建築物	木造 階数 ≥ 3 or 延べ面積 >300㎡	許容応力度計算 (ルート1)	全仕様規定
	S 造 RC 造 SRC 造 階数 ≥ 2 or 延べ面積 >200㎡		
四号 小規模建築物	上欄以外	構造計算不要	全仕様規定

※ 1：該当する構造計算方法のほか上位の構造計算方法又は国土交通大臣の定める基準に従った計算方法とすることができる

※ 2：超高層建築物は、時刻歴応答解析によって安全性及び耐久性等関係規定に適合することを確かめ、大臣の認定を受ける

※ 3：仕様規定：建築基準法施行令第 3 章第 1 節から 7 節の 2 に規定する構造方法で、構造計算方法に応じ適合規定を定めている

※ 4：耐久性等関係規定：仕様規定のうち、高度な構造計算でも担保し切れない、材料の品質や、耐久性に関する規定

※ 5：その他にルート 1 の基準を満たさない建築物を含む